

適用拡大登録

区 分	殺菌剤
農 薬 名	カナメフロアブル
種 類 名	インピルフルキサム水和剤
登 録 番 号	第 24265 号
登 録 会 社	住友化学株式会社
登 録 日	令和 7 年 5 月 14 日

登録内容

農薬登録申請書第 7 項を以下のとおり変更し、別紙 1 のとおりとする。

- ・作物名「小麦」に使用方法「無人航空機による散布」を追加し、インピルフルキサムを含む農薬の総使用回数を「5 回以内（種子への処理は 1 回以内、根雪前の散布及び無人航空機散布は合計 2 回以内、根雪後は 2 回以内）」に変更する。
- ・作物名「たまねぎ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「にんじん」に適用病害虫名「黒葉枯病」を追加する。
- ・作物名「トマト」および「ミニトマト」に適用病害虫名「白絹病」を追加する。
- ・作物名「もも」の希釈倍数「4 0 0 0 倍」に適用病害虫名「果実赤点病」を追加する

使用上の注意事項

- ① 農薬登録申請書第 8 項(6)を以下のとおり変更し、別紙 2 のとおりとする。

【変更前】

(6) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。かかった場合 3 日間は給桑しないこと。

【変更後】

(6) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。かかった場合 3 日間は給桑しないこと。無人航空機による散布で使用する場合は、給桑しないこと。

- ② 農薬登録申請書第 8 項に(5)を追加し、現行(5)以降を順次繰り下げ、別紙 2 のとおりとする。

【追加事項】

(5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。

- ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

- ③ 農薬登録申請書第 1 0 項に(2)を追加し、現行(2)以降を順次繰り下げ、別紙 2 のとおりとする。

【追加事項】

(2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙 1

【変更部分】
第 7 項

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用方法	インビフルキサム を含む 農薬の 総使用回数
小麦	雪腐小粒菌核病	2000～ 4000 倍	60～150 L/10a	根雪前	2 回 以内	散布	5 回以内 (種子への 処理は 1 回以内、 根雪前の 散布及び 無人航空機散 布は合計 2 回 以内、 根雪後は 2 回以内)
	うどんこ病	4000 倍		収穫 7 日前 まで			
	赤さび病	4000～ 8000 倍	0.8L/10a				
		32 倍					
たまねぎ	小菌核病 灰色かび病	4000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	4 回 以内	散布	4 回以内
	灰色腐敗病	4000～ 8000 倍				無人航空機に よる散布	
	小菌核病 灰色かび病 灰色腐敗病	64 倍	1.6L/10a				
にんじん	黒葉枯病 斑点病	4000 倍	100～300 L/10a		3 回 以内	散布	3 回以内
トマト ミニトマト	うどんこ病 褐色輪紋病 菌核病 白絹病 すすかび病 灰色かび病 葉かび病 斑点病				4 回 以内		4 回以内
	もも				うどんこ病 果実赤点病 褐さび病 黒星病		200～700 L/10a
灰星病		4000～ 8000 倍					

別紙 2

【変更後】

第 8 項

- (1) 使用前によく振ってから使用すること。
- (2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (3) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法にあわせ調節すること。
- (4) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけ速やかに散布すること。
- (5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカロータンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (6) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (7) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。かかった場合 3 日間は給桑しないこと。無人航空機による散布で使用する場合は、給桑しないこと。
- (8) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

第 10 項

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
- (4) 浸漬後の薬液は、河川等に流さず、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。